



# 令和元年11月9日(土)から15日(金) 秋季全国火災予防運動を実施します!

## 予防課

消防庁では、空気の乾燥や、暖房器具の使用など、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで(一部地域を除く。)の7日間にわたり、秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は毎年春・秋の2回実施しており、今年度は「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」を全国統一防火標語とし、防火防災に関する展示、体験型イベントなどのほか、学校、事業所等と消防本部・消防署が協働した防火講習会や消防訓練等が行われます。防火に関する正しい知識や技能の修得のため、積極的に参加しましょう。



秋季全国火災予防運動ポスター  
くまだ りんか  
久間田 琳加さん



全国統一防火標語ポスター  
あきもと まなつ  
秋元 真夏さん

平成30年中の住宅火災の件数は総出火件数の約3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,427人のうち1,028人と約7割を占めています。住宅火災による死者の発生防止対策の要点「住宅防火いのちを守る7つのポイント～3つの習慣・4つの対策～」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。

【消防庁HP】住宅防火関係

<https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/juukei.html>

また、住宅用火災警報器については、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月までに義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、今後その多くが設置後10年を迎え、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念

されております。火災予防運動期間中の定期的な点検の実施や、故障や老朽化した本体の適切な交換を行うよう習慣づけましょう。また、本体交換の際には、付加的な機能(連動型、屋外への警報機能など)も併せ持つ機器への交換も推奨しております。

**住宅用火災警報器(住警器)の維持管理について**

- ・定期的な作動確認  
点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。  
作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2)警報器の本体または電池を交換しましょう。
- ・古くなったら交換  
火災警報以外の警報が鳴った場合  
本体の故障か電池切れです。(※2)警報器本体を交換しましょう。

※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。  
※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

この秋季全国火災予防運動に合わせて、「寝たばこ」による火災防止を呼びかける「たばこ火災防止キャンペーン」(一般社団法人日本たばこ協会主催)も実施されます。

「たばこ」を原因とした住宅火災で多くの死者が発生しています。喫煙者の方は絶対に寝たばこはせず、ご家族に喫煙者がいる方は、寝たばこをしないよう声かけをしましょう。



### 問い合わせ先

消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523